

標 題：

揚貨装置規則の改正について

NK テクニカル インフォメーション

No. 62

昭和62年6月30日

関係船主、造船所、製造所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび弊会は揚貨装置規則を改め揚貨設備規則とし来る昭和62年9月1日から施行することにいたしました。この規則は、第1章から第9章によって構成され旧規則との大きな相違点は定期検査の際荷重試験を行うことと、制限荷重等の標示の要件が加わったことであります。また、これらの規定の適用については添付の流れ図によることになります。

第1章の総則には、適用、用語の定義、配置、構造、材料、溶接等に関する一般要件としてそれぞれ規定されております。

第2章の試験及び検査には、検査に関する一般的な事項、日本船舶に施設する揚貨装置の検査、試験（内容は除く。）、申込みによって行う揚貨装置、荷役用ランブウェイ装置又は揚貨装具の検査、試験（内容は除く。）、試験又は検査において行うべき項目としてそれぞれ規定されております。この章の規定には、ILO第152号条約、160号勧告及びILO制定「船舶荷役作業における安全と健康に関する実行指針」（1979年版）を検討し、現時点において妥当と判断された規定を可能な限り採り入れております。

3章デリック装置、4章クレーン装置、5章荷役金物、6章揚貨装具、7章揚貨装置駆動システム及び8章荷役用リフト及び荷役用ランブウェイ装置の規定は、構造に関する規定であって、原則として設計荷重及び許容応力に関する規定を設け直接計算により構造強度を審査するという規定の他、簡易計算による方法として従来の規則も採り入れております。

9章制限荷重等の指定及び標示並びに証明書等には、新たに制限荷重等の標示の要件が加わった他、本会が発行する証明書等についても詳細に規定されております。

この規則を載録した鋼船規則集（昭和62年版）の発行予定は8月末日となっておりますので、あらかじめ規則内容の詳細についてのお問い合わせは最寄りの弊社支部又は本部開発部宛お願い申し上げます。

敬 具

揚貨設備規則の適用の流れ図

